

令和7年度

保育所・認定こども園・幼稚園入所申込みの手引き

【受付期間】

◎令和7年4月1日から保育所・認定こども園・幼稚園の入所希望

令和6年11月1日(金)から令和6年12月20日(金)までに申請書等を提出してください。提出書類等は、3ページに記載しています。

※ 令和7年5月以降の入所申込みは、入所希望月の前月25日(土日祝日の場合は前日・前々日)に締め切り、選考のうえ、翌月1日付けで決定します。

【受付場所】

入所を希望する保育所・認定こども園・幼稚園(土日祝日は除く)

広域入所(人吉市外の保育所・認定こども園・幼稚園への入所)を希望する場合は、市役所こども未来課こども福祉係

【入所選考と決定】

希望の保育所・認定こども園・幼稚園への入所は、申込書類により入所要件の審査を行い決定します。入所申込みをしても、希望者が多数いるため希望の保育所・認定こども園・幼稚園に入所できない場合や審査の結果、入所要件を満たしていないため入所が認められない場合があります。また、要件によっては保育期間の希望に添えない場合があります。

※ 入所申込みは児童1人につき1か所です。複数の保育所・認定こども園に申込書を提出することはできませんので、御注意ください。

※ 提出された書類で要件等が確認できない場合は面接を行います。

※ 受付期間に入所申込をされた方には令和7年3月中に入所の承諾・不承諾及び保留をお知らせいたします。

【手続きの流れ】

保育所・認定こども園・幼稚園の利用を希望する保護者の方は、利用のための教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。

(1) 3つの認定区分

教育・保育給付認定区分	対象年齢	内 容	利 用 先
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 →教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育認定 →「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満		

(2) 子ども・子育て支援制度の利用の流れ

◆ 1号認定の場合

- ① 幼稚園・認定こども園に直接利用を申し込む。
- ② 幼稚園・認定こども園から入園の内定を受ける。
- ③ 幼稚園・認定こども園を通じて、市へ利用のための認定を申請する。
- ④ 幼稚園・認定こども園を通じて、市から認定証が交付される。
- ⑤ 幼稚園・認定こども園と契約を行う。

◆ 2・3号認定の場合

- ① 「保育の必要性」の認定の申請、保育所・認定こども園の利用希望の申込みをする。
↑【保育認定】をご覧ください。
※ ①は、利用希望の保育所・認定こども園、または市に申請書等を提出する。
- ② 市から認定証が交付される。
- ③ 申請者の希望、保育所・認定こども園の状況により、市が利用調整をする。
- ④ 利用先の決定後、契約となる。

(3) 契約・保育料の支払いについて

契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

◆ 幼稚園・認定こども園を利用する場合

利用者は「施設・事業者」と契約し、保育料を「施設・事業者」へ支払います。
支払方法については、各園にお問い合わせください。

◆ 保育所を利用する場合

利用者は「市」と契約し、保育料を「市」へ支払います。
保育料の口座振替を希望される場合は、市役所または各保育所へ御相談ください。
なお、口座振替日はその月の末日です。(末日が土日祝日の場合は翌営業日)

【保育認定】

保育所・認定こども園での保育を希望する場合は、「保育の必要な事由」に該当することが必要です。

保育認定（2号認定、3号認定）は、次の基準を用いて判定します。

(1) 保育を必要とする事由

- ・保護者（父母）が次のいずれかの要件に該当することが必要です。
- ・就労（フルタイム、パート、夜間、内職、自営業などすべての就労）
- ・妊娠、出産（母が出産月の前後8週間）
- ・保護者の病気や障がい
- ・同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動（起業準備を含む、最長3か月まで）
- ・就学（職業訓練校における職業訓練を含む）
- ・虐待やDVの恐れがあること
- ・その他、上記に類する状態として市が認める場合

※ 育児休暇中であっても、次の条件が満たされれば、継続して入所することができます。

① 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に配慮する必要がある場合

② その児童の発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合

※ 同居の親族が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

(2) 保育の必要性

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

A)「保育標準時間」利用・・・フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

⇒ 保護者のいずれもが月120時間以上の就労である場合が該当。

B)「保育短時間」利用・・・パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

⇒ 保護者が月48時間以上120時間未満の就労である場合が該当。

※ 注意 ※

◆ 就労を理由として、保育所または認定こども園を利用するためには、保護者のいずれもが月48時間以上の就労が必要となります。いずれかが下回る場合は入所できません。

◆ 就労時間が変更になった場合は利用時間の見直しを行う場合があります。

(3)「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断する場合があります。

【必要書類】

☐ 新規入所（令和7年4月以降に入所する）の場合

1 教育・保育給付認定申請書（1号認定・2号認定・3号認定全て）

※児童1人につき1部必要です。

2 保育が必要であることを証明する書類（2号認定・3号認定）

※兄弟姉妹がいて複数で申し込む世帯は、世帯に1部で結構です。

☐ 継続入所（令和7年3月までに入所していて、同じ施設を利用する）の場合

1 継続入所申請書（1号認定・2号認定・3号認定全て）

※児童1人につき1部必要です。

2 保育が必要であることを証明する書類（2号認定・3号認定）

※兄弟姉妹がいて複数で申し込む世帯は、世帯に1部で結構です。

◇「保育が必要であることを証明する書類」は、4ページをご覧ください。

○ 保育が必要であることを証明する書類

保護者の状況		提出書類	備考
就 労	家庭外労働	就労（予定）証明書	市ホームページに就労証明書の様式を掲載しています。就労証明書は事業所で記入してもらってください。
	内職	【事業所から証明が取れるとき】 就労証明書	仕事の内容・就労時間等の記載が必要。
		【事業所から証明が取れないとき】 就労証明書及び最新の確定申告書の写し	
	自営業・ 農林水産業	就労証明書及び最新の確定申告書の写し 【開業したばかりの方】 就労証明書及び開業届	
妊娠・出産		母子手帳の写し	表紙と分娩予定日記載ページをコピーしてください。
病気・障がい		医師の診断書または身障手帳・療育手帳・ 精神保険福祉手帳・介護保険被保険者証等の写し	診断書の場合は、児童の保育ができない旨を記入してもらってください。
介護・看護			診断書の場合は、介護・看護が必要である旨を記入してもらってください。
災害復旧		罹災証明書等	
求 職 活 動	求職中	求職中の申立書	入所後3か月以内に就労証明書等の提出が必要。
	起業準備	就労証明書及び事業計画書	仕事の内容・就労時間等の記載が必要。
就 学	学生	在学証明書	
	職業訓練	職業訓練決定通知書の写し	訓練期間が記載されたものが必要。

□ 新規・継続入所共通

- ◆ 同居家族のなかに、身体障害者手帳または療育手帳を持っている方（申込み児童含む）がいる場合は、手帳の写しを御提出ください。
- ◆ 特別な理由で期限までに書類が提出できない場合は、必ず御連絡ください。提出されない場合、入所できない場合もあります。
- ◆ 税の情報を確認できない場合は、保育料の算定、または副食費の免除対象者の判定ができません。そのため保育料を最高額で決定、または副食費を全額お支払いただくこととなりますので、御注意ください。

⑥ 生活保護が開始・廃止されたとき

※ 注意 ※

次のような場合には退所をしていただきます。

- ◆ 虚偽の申込みや届出があった場合
- ◆ 入所要件がなくなった場合（退職、病気治癒等）
- ◆ 入所児童が心身の状況等により集団保育になじまない場合
- ◆ 継続して1か月以上保育所・認定こども園を欠席した場合
- ◆ 無断欠席が同月内で連続して2週間以上続いた場合
- ◆ 求職活動を要件に入所できる期間は3か月です。期間内に就労証明書等を提出されない場合は、入所を解除されます。

なお、退所するときは、必ず退所する月の25日までに「退所届」を提出してください。

【指導要録及び保育要録について】

子どもの生活や発達等の連続性を踏まえて、子どもの育ちを小学校へ円滑に受け渡していくために、入所している子どもの育ちを支えるための資料（園児指導要録、保育所児童保育要録）が小学校入学時に幼稚園・保育所・認定こども園から就学先となる小学校へ送付されます。

【問合せ先】

人吉市役所 こども未来課 こども福祉係

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1

電話 0966-22-2111（内線1254・1255） FAX 0966-24-5005